

科学研究費成果報告書「近現代日本の政策史料収集と情報公開調査を踏まえた政策史研究の再構築」(基盤研究(B)(1)、代表者伊藤隆平成15・16年度、代表者伊藤隆、課題番号:15330024)より

6. 井口 治夫氏

いぐち・はるお 名古屋大学大学院環境学研究科助教授

日時: 2004年6月9日

出席者: 伊藤隆 季武嘉也 武田知己 矢野信幸 鹿島晶子 佐藤純子 黒澤良
村井哲也 森直子 高橋初恵 岡久仁子

伊藤 今年度の戦後史料研究会の最初の会ですが、井口先生からご報告をいただくことになりました。「木内信胤と外国為替管理委員会(2)」ということです。中を見るといろいろなことが書いてあります。

井口 実は先生のご指摘のとおり、本日の表題に関しまして、もっとテーマ性を明確にできればいいと思ってちょっと盛り沢山になっていました。外国為替管理委員会における木内の役割を考える上で、まずは本日の紹介としまして、ジャパンロビイと木内信胤の関係から入っていきたいと思います。時系列的にはマックスウェル・クライマンという人物と木内とのコンタクトが終戦直後の9月の半ばぐらいにありまして、その話です。あとは、ジャパンロビイのもう一人の中心メンバーと言われているジェイムス・リー・コフマンと木内の繋がりですね。これは世銀への日本の加入と、特に1951年、52年の時期に日本の政財界において、水力発電の計画を進める一環として世銀からの借款を模索していた時期がありましたが、その件でニューヨークで弁護士を務めていたジェイムス・リー・コフマンが犬養健経由で木内に世銀の動向に関しての照会をしておりました。これを簡単に紹介できればと思っております。本当は時系列的に言うと、そのコフマンとクライマンとの間にドレイパーの実は書簡がありまして、これは朝鮮戦争においてちょうど中華人民共和国の軍隊が北朝鮮のほうに越境してきて、連合国軍が一時的に退却を余儀なくするようになってしまったその時期に木内がドレイパーに宛てた書簡で、その前にドレイパーから木内に史料、書簡が送られていたようで、ちょっとそのことを紹介したいと思います。これは外国為替管理委員会の実務とは直接関係はないのですが、しかし人的ネットワークという点では関係してくることもありますので、木内文書には外国の方との書簡のやり取りがかなり多くありますので、そのうちの三人を拾いだして紹介したいと思います。

二つ目は外国為替管理委員会との関係ですけれども、木内の外国為替管理委員会を立ち上げるにあたっての彼の懐いていた外資導入と外国為替管理委員会の目標について、どういったものを彼自身が持とうとしていたのかということです。これは『外国為替管理委員会時代の思い出』という回想談が三巻ございまして、そこから拾って紹介したいと思います。

分類上三つ目は、項目4のムラデック報告と書いてあるものがありますが、これは1949年11月10日、ちょうど日本国内で、外国為替管理および貿易に関する法律の法案が作成されている最中に、総司令部の要請を受けて国際通貨基金のムラデックとウィッキンズという専門家が、外国為替管理と貿易の運営など規制する形でどのような手法が望ましいかということで来日しまして、総司令部および日本国政府に対してちょうど検討されていた外国為替管理および貿易に関する法律の内容はどのようなものが望ましいかということ、コンサルタントとして助言をしています。この報告書そのものは、実は一回目の発表のときにラビノビッツの『外資法の起源』という本を紹介させていただいたんですけれども、このラビノビッツの本の中にもムラデックの報告書の原本が見つからないという指摘があったのですが、木内文書にはその原本があります。ただ補足して申し上げますと、ラビノビッツの本には、注釈のほうでは外国為替管理委員会がこのムラデック報告書を和訳したものは存在するという指摘はしているんですけれども、どうも翻訳されたものに関しては内容がひょっとしたら編集されているということで信用していなかったのか、ラビノビッツ自身は外為委員会が和訳したムラデック報告書に基づいた分析は提示していないのです。本日の私の紹介に当たりましては、このムラデック報告書の和訳版というのが実は木内文書にあるかもしれないんですが、それはちょっと私自身見つけていない状況でして、ムラデック報告書の内容はどのようなものかという大まかな話をして、最終的には四つ目の項目として、外為委員会の管轄の問題で、史料として日銀が外国為替管理関係の行政で下に置かれてしまうという、その線引きを明示した英文の文章が木内文書にあります、それもあとで回覧という形で披露させていただきたいと思います。

具体的にジャパンロビイ関係の書簡のほうから入ります。ジャパンロビイのグループに関しては複数のグループがそのジャパンロビイの中に含まれておりますけれども、ひとつはウィリアム・ドレイパーのように逆コースの政策に直接携わった人たちで、いわゆる対日米国委員会というアメリカン・カウンスル・ジャパンに関与した方がおります。その一方においては、ドレイパーとある程度連携しながら、特にマッカーサー元帥の経済面あるいは公職追放の運営のあり方、特に財界人の公職追放、それから財閥解体のあり方に関して批判的であり、その文脈でマッカーサー元帥を非常に批判したジャパンロビイの人たちがいまして、その代表例がハワード・ションバーガーの著書にもありますけれどもジェイムス・リー・コフマンという弁護士です。この人は戦前から日本で弁護士活動をしていた人ですけれども、山本という日本の弁護士とパートナーを組んでいて、戦後もその山本とジェイムス・リー・コフマンと、あと二名ぐらいのアメリカ人の弁護士で、米国で事務所を構えております。このジェイムス・リー・コフマンとコンプトン・パケナムという『ニューズウィーク』の東京特派員、もう一人がハリー・P・カーンという『ニューズウィーク』の国際部の部長を勤めていたジャーナリストで、この三人はアメリカ国内で本格的に対日リバースコースが導入されるに当たって、いわゆる民間レベルの、特にマスコミ方面においてマッカーサー批判を展開しながら、特に経済面におけるリバースコースを後押ししていた人たちですが、それがこのジェイムス・リー・コフマンです。

もう一人そのジャパンロビイのグループに入っているのが、戦後1950年代の半ばに海運関係

の大きな会社を育てたマックスウェル・クライマンとK・スガハラという日系人のビジネスマンですが、スガハラを直訳するとフェアフィールド——平らな原っぱ——ということで、フェアフィールド・マックスウェルという大きな海運会社を始めています。そして戦前は外交官で、駐日アメリカ大使を勤めていたジョセフ・グルーの右腕で当時参事官であったユージン・ドゥーマンが、ジョセフ・グルーと共に終戦時に国務省を辞めまして、そのあと民間人としてドゥーマンは再出発しているんですけども、ちょうどその終戦直後に、K・スガハラとマックスウェル・クライマンと共にニューヨークで真珠商会という真珠の卸売の会社を始めました。これはある意味では表の姿であって、その裏の姿は日本の国内情勢に関する動向分析も担当しているという、そういう二面性のある運営であったわけです。

クライマンに関して補足的に話しますと、『ジャパニーズ・コネクション』という本に、クライマンやK・スガハラの関係が詳しく出ています。ドゥーマン、クライマン、スガハラはどちらかという、ジョセフ・グルーの系列というような位置づけでジャパンロビイのほうに参加していたと言えるかと思います。あとは本日の本題とは直接は関係ないのですが、クライマンとスガハラは戦時中、戦略事務局（OSS）——中央情報局（CIA）の前身——の任務に関わっていたということもありまして、ちょうどその真珠商会を始めた後しばらくしてから、やがて中央情報局との仕事上の連携が形成されるようになります。これは『ジャパニーズ・コネクション』に詳しく書いてあります。

それで木内文書との関係ですけども、木内文書の中に、クライマンと木内との関係を示す文書がいくつかございます。これは木内が終戦時に横浜正金銀行を辞めて大蔵省の参事官の役職に就いた時期で、ですから9月下旬かと思いますが、ちょうどそのときに戦略爆撃調査団の一員としてこのマックスウェル・クライマンが来日しております。マックスウェル・クライマンの終戦直後の来日に関しては、資料の後ろに付けてあるジョンバーガーの『ジャパニーズ・コネクション』のコピーにありますように、クライマンは終戦直後、戦略爆撃調査団の士気分析関係の調査ということで、要するに日本国内においていろんな戦略爆撃をおこなった結果、終戦の数カ月の間に日本国内の士気はどのように変わっていたのか、要するに爆撃をすればするほど日本国内の士気は低下していたのではないかという、そういう因果関係をつきとめようという戦略爆撃調査団のひとつのプロジェクトにクライマンは加わるということで来日していたようです。彼の来日に関して私はさきほど9月の下旬と申しあげましたけれども、戦略爆撃調査団のスタッフが日本に入ってきたのは10月に入ってからなので、ひょっとしたら1945年10月に入ってからのお話かもしれません。

いずれにせよクライマン自身は、ハワード・ジョンバーガーの記述にもありますけれども、日本の戦前からの政財界、特に財界のコンタクト、要するに財界関係者で彼が知っていた人たちに再び連絡を試みています。クライマンは戦前、日米戦争回避のための水面下でさまざまな努力をおこなっていた人物で、1938年頃から開戦の前の年ぐらまで日本に何回か来日していますし、ニューヨーク方面においても日米戦争回避のための一種の民間外交を繰り広げていたわけです。特にクライマンが日本との関係を強く持つようになった大きな要因というのは、日本郵船の関係

で有力な一族であった各務一家とかなり親しい関係にありまして、この木内文書のほうは1枚目のほうに各務氏の住所を尋ねているようであります。これはおそらく返事を書いたのは木内が終戦連絡事務所に関与していたということもあったのか、木内が書いたものだと思います。

クライマンが来日したのは、ひとつは戦略爆撃調査団の仕事ということもあるのですが、これは表向きはそうなんですけれども、彼にとってある意味でより重要な仕事としては、彼がおこなおうとしていた戦後のビジネスを推進する上で、日本の政財界の人たちと再びコンタクトを取りたいというのが大きな個人的な目的であったものと思われまます。木内文書には、これはおそらく草案は木内が手書きで書いたものと思われるんですけれども、要は、アメリカにおいて凍結された日本の資産をその資産の持ち主の日本の会社に戻すことにもしクライマンが成功した場合、その戻した財産の価値の一割をクライマンにサービス料として支払うという、そういう約束事が書かれてある手紙の草稿が何枚かあります。最終的にクライマンに送った内容がどういうものだったかという、いわゆるその最終原稿はちょっとわからないのですが、しかしながら、これは複数の草稿がある中ではっきりしていることは、木内文書の関係では、横浜正金銀行の資産を横浜正金銀行に戻すことにクライマンが成功した場合は、その資産の一割をクライマンに報酬として渡すということなのですが、こっちのションバーガーの史料には、三井財閥の在米資産をクライマンが三井のほうに戻すことに成功した場合は、その三井の在米資産の一割をクライマンに成功報酬として渡すということです。

では、このションバーガーの本の史料はどこにあるのかということになりますと、これはおそらくションバーガーが亡くなる前にスガハラ伝記を書くということで、スガハラさんの遺族の方で、フェアフィールド・マックスウェル社というのはまだ存在しておりましてスガハラさんの息子さんたちが継いでいますので、その人たちから史料を借りたのではないかと思います。三井の関係でも一割という話が出ていまして、木内文書も一割と書いてありますけれども、ではそうすると、こういった契約書みたいなものを日本側は複数の人がそういう契約事項を書いたのかということになりますと、その可能性はあると思うんですけれども、その場合はおそらくクライマンがだいたいこういう条件でやりましょうということで、それを日本側が三井だったら三井、あるいは横浜正金銀行だったら横浜正金銀行を代表して、木内が英文に書き直して、それで一種の契約が交わされたのではないかなという推測をしています。ただ最終的にその原本が、少なくとも横浜正金銀行関係においては原本というものが割り出せないということもありまして、ションバーガーが使った文書に関しては確認はいまのところしようがないので、最終的にこういった契約が本当に交わされたかどうかというのは、確認しなければいけないと思うのですが、それはおそらくかなり高い確率で日本の財界とクライマンが終戦直後、1946年の1月の時点におきまして、そのような在米資産の日本への返還に関する個々の日本の企業との契約が交わされたものと思われまます。

在米資産といいますとかなり莫大な価値がありますので、これは本当にクライマンがもしも成功していたら、このフェアフィールド・マックスウェル社の起源に関しては中央情報局のお金が入ったんじゃないかとかいろんな説はあるんですけれども、この日本資産というものがフェアフ

イールド・マックスウェル社の設立において非常に重要な役割を果たしたのかもしれないと思います。これはあくまでも仮説ですけれども……。ですから、終戦直後早々から45年9月の終わるか10月に入って、後のジャパンロビイの一翼を担うクライマンと木内とのコンタクトがあったということになるのではないかなと思います。

次はウィリアム・ドレイパーですが、ドレイパーは対日リバースコースが実行に移される時の陸軍次官であったわけですが、たしか48年の12月に、戦前に役員を務めていたディロン・リード証券に戻っています。社長はディロン・リード商会の創始者クレアランス・ディロンの息子のC・ダグラス・ディロンという人で、後にケネディ政権のときの財務長官を務めて、去年九十八歳ぐらいで亡くなりましたけれども、共和党のいわゆる国際派で、人脈的に言うとネルソン・ロックフェラーの系統ではないかなと思うのですが、いわゆる国際派の共和党でして、共和党右派とは違う人物ですが……。ディロン・リード社はどちらかというと戦後の共和党右派ではない、いわゆる国際協調派の共和党支持者であり、かつそういう外交面においては国際協調型の反共政策を推進した何人かの人物を輩出した会社で、ドレイパーがその一人でもありますし、C・ダグラス・ディロン、それからフォレストルは一説によると民主党だったんじゃないかという説もありますが、元祖封じ込め政策の産みの親、ジョージ・ケナンをむしろ育てたとも言われている初代国防長官ジェイムズ・フォレストル、それから戦前の一時はディロン・リード社の社員でもあったポール・ニツェ、こういった人たちがこの投資銀行から出てきたわけです。

ドレイパーは49年に入りますとこのディロン社に戻りまして、日本との関係においては日本の非公式なアドバイザーの役割を果たしました。特に、日本が世界経済において復帰していくためには世界銀行に加入しなければいけないし、国際通貨基金にも加入しなければいけないし、それから何よりもアメリカから何らかの経済援助を日本に提供していく必要性があって、そういう観点からドレイパーはアメリカの政治において対日経済援助をいかにおこなうことができるかという点で、いろいろと水面下で活躍した人物ではないかと思います。

このディロン・リード社に関しましては、クレアランス・ディロンの伝記などを読みますと、実は49年の時点になりますと、証券会社としては経営が地盤沈下しつつある状況だったのです。それを懸念していたドレイパーは、証券会社、投資銀行のほうを立て直さなければいけないということで古巣のディロン社に戻ったのではないかなと思います。べつに倒産とかそういうことではないのですが、他の会社のほうがより収益を上げているので、かつてほど収益力や投資銀行の規模としては他の会社ほどではないという状況になっていたもので、より競争力を復活させるためにドレイパーはウォールストリートのほうでそのディロン社の仕事に就いていたのですが、その一方においては、ドイツあるいは日本の経済復興において、さきほど申し上げたような経済援助や国際通貨基金、あるいは世銀関係のお金が日本やドイツのほうに向かうような手助けをしていたわけです。

木内との関係ですけれども、私自身が木内文書の文献目録をすべて一項目ごとに見ているわけではないのですけれども、ひとつ木内文書の中にドレイパーとの書簡があります。これは1950年12月11日です。木内信胤からウィリアム・ドレイパー宛ての書簡です。この中で木内は

ドレイパーに対して、「先日 11 月 20 日付けの書簡、誠にありがとうございます」ということで、その手紙にはドレイパーがちょうどその時期おこなったスピーチの全文が記載されたものを添付しておりまして、その演説の内容というのは、アメリカの全国外国貿易委員会——アメリカの財界で外国貿易に携わっている会社の幹部たちが集うような組織かと思えますけれども——において、日本の重要性に関する演説をおこなったようです。残念ながら、その演説がどのようなものだったかというのは、少なくとも現時点においてはそのような史料が木内文書にあるかどうか確認は取れていません。この時期、1950 年 12 月 11 日というと、すでに北朝鮮に中華人民共和国の軍隊が怒濤のごとく入ってきて、マッカーサー率いる連合国軍が 38 度線のほうにどんどん退却しなければいけない、そういう非常に切羽詰まった状況であったわけです。そのような時期に木内はドレイパーにお礼の手紙を書いているのですが、この手紙の第二段落においては、「日本国内においても、この朝鮮情勢というのは大変懸念される事態と見ております。我々の手は縛られているものの、我々はあなた方に対してできる範囲内の支援をおこないたい」ということを意思表示しています。ただ、具体的に木内はどのような支援を考えていたのか、この書簡にはその程度にしか書いていないので知りようがありません。その第二段落の最後の部分は、「我々日本人は自分たちの歴史的経験に基づいて、朝鮮半島の防衛というものが日本のみならず極東においていかに重要であるかがよくわかります」ということで、これは木内としても、アメリカに対して実質的に同盟関係に入りつつある日本の立場として、アメリカの立場と共感する部分があるということを表示しております。

このドレイパーの書簡に関しては、この時期に木内は直接アメリカに乗り込んでドレイパーに会ったかどうかはちょっとわからないのですが、50 年の秋か 51 年の秋……、たしか朝鮮戦争が勃発した直後の 50 年秋に彼は訪米していますので、その時ドレイパーと会っているのかもしれませんが……。この 50 年の朝鮮戦争が勃発した前後、ドレイパーはたとえば白洲次郎や一万田日銀総裁と会ったりして、日本経済の立て直しや、国際通貨基金や世銀への加入について日本側からアドバイスを求められたりしています。いわゆる日本側は、戦前のクーン・ローブ商会やモルガン商会のような役割をディロン商会に期待していたようで、ドレイパーはそのような日本側が期待を注ぐ会社のキーパーソンとして、いろいろと建設的な助言をおこなっていたようです。

木内とジェームス・リー・コフマンとの関係ですけれども、木内文書には、犬養健経由でジェームス・リー・コフマンからの書簡が木内の手元に届いております。時期は 1951 年 12 月 26 日犬養宛てになっておりまして、ニューヨークのコフマンの弁護士事務所の用紙を使用して、それで犬養にこの書簡が送られております。この時期の犬養というのはちょうど訪米しておりまして、時期的に言うと 50 年の初めですが、彼は渡米を二回しておりまして、この二回目の渡米の最中にジェームス・リー・コフマンと会っています。この書簡では、ジェームス・リー・コフマンは 12 月の中旬に世銀の総裁であったユージン・ブラックと会談していて、世銀の借款の形態や、世銀に加入するに当たって加入希望国はまずどういうことをおこなわなければいけないとか、つまり全体的な世銀への資金の供出というのがあるのですが、そのうちの何パーセントぐら

いがドルでなければいけないとか、あとは自分の通貨がどれぐらいかとか、そういうテクニカルなことが書いてあります。基本的にこの書簡は世銀への加入条件に関するテクニカルな情報、それから世銀に加入した後どういう形態の融資を日本の政府なり企業なり組織なりが受けることが可能か、そういうことがかなり詳細に記載されております。『外国為替管理委員会の思い出』にも書いてありますけれども、要するにこの時期の日本国内というのは、日本が加入することに強い関心を持っていた国際通貨基金や世界銀行が、どのように運営されていて、いったいどういう組織なのか、という詳細な情報がなかなか入りにくい状況であったわけです。ですから、こういう非公式ルートという手法でしか情報を入手できないというのが実態だったのだらうと思います。それで、外国為替管理委員会の委員長である木内は、このジェイムス・リー・コフマンから世界銀行の事項に関する情報を入手することに成功したわけです。

特にこの中で注目すべき点があるとすれば、この手紙の最後の2ページでありまして、あとで回覧いたしますけれども、日本が世銀に加入したあと——ただ、その前提条件として国際通貨基金にまず加入しなければいけないということをコフマンはこの手紙の中で書いていますけれども——、水力発電に関して日本はかなり世銀の融資を受けたいという関心を水面下で持っていたようです。そのような話は朝鮮戦争が始まる前か直後に、具体的な時期は失念しておりますが、このコフマンの犬養宛での書簡よりも一年ぐらい前の話だったと思うのですが、一万田日銀総裁もこの水力発電と世銀の融資に関する話をドレイパーとしていたと私は記憶しております。ともかく日本の戦後復興の中で、水力発電という大規模な公共事業に、世界銀行のようなアメリカ主導の国際機関からいかにして主にドルベースの借款供与を受けられるかというのが、当時の日本の政財界にとっては大きな課題であったわけです。それでユージン・ブラックも、日本側が世銀に加入した場合、世銀の資金を水力発電方面のプロジェクトに活用したいということはかなり認識していたようです。

この書簡の最後のほうに記載されていますが、ユージン・ブラック自身は生涯銀行家だったようですけれども、そのプロフェッショナルな人生において、日本と商売関係で戦前にビジネスをしていた時期もあったようです。ブラックはハリス・アンド・フォーブスという投資銀行で1920年代に幹部として仕事をしていた時期があって、日本の電力関係のひとつは日本電気の債券、それからこれもやっぱり日本の水力発電関係の社債ですけれども、これらがアメリカのウォールストリートで売り出されたとき、この投資銀行も仲介してその販売に関与していたということです。ブラックもこれらの社債の発売にどうも関与していたようです。

この手紙の最後には、このように日本が世銀なり海外からの投資なり資金の供与を受けるに当たっては、戦前日本から購入した債券を持っている所有者に対して、まだ利息なり元本なりがそういった戦前の対日投資家に対して返されていないので、それに関しては日本側が誠実な対応をとることをアメリカ国内では期待している模様だということ、コフマンはこの手紙の中で書いています。コフマン自身はブラックに対して、こういったことに関しては日本は戦前、先進国あるいは他の諸外国の中では必ず借りたお金はきっちり返しているという方針を貫徹していましたので、それは日本側はきちっとした対応をするんじゃないかということを書いてあります。た

だ実際、この戦前の日本の債券を持っていたアメリカの投資家がどうい措置を日本側から戦後受けたかということについては、私自身はまだちょっと調べておりませんので、これがどうなったのかというのは検証していく必要性が出てくるかもしれません。

伊藤 渡辺武さんは、それは全部完全に履行したと言っていますね。

井口 そうすると、要するに世銀から日本が融資を受ける上でもひとつの条件をクリアしたということですね。

伊藤 そうですね。だから渡辺さんはそのあと、世銀とIMFのほうに行くわけですね。

井口 乗り込んで？

伊藤 ええ。実際に、あとで理事になって行くわけですね。ずっと繋がっているんだということがわかりますね。実際に渡辺さんは占領下のときに確かアメリカに行っているんですよ。あのときも、そのことをやっていると思います。日記に確か出ていたと思います。

井口 出ています。ガードナー副総裁と確か会っていたと記憶しております。この話に関しては、犬養の書簡を木内が大蔵省方面の人と情報を共有していたか、それはまだ調べなければいけないのですが、少なくとも引き継ぎの時点では、52年に入ると外国為替管理委員会のほうがだんだん終わりを迎えますから、そのとき引き継ぎか何かで情報共有していたかどうか、そこらへんはよくわかりませんが……。

伊藤 もっと前の時期からだと思いますけれども。

井口 早い段階から？

伊藤 ええ。

井口 外国為替管理委員会設立後の木内の目的はどのようなものであったかという、彼自身は、日本が世界経済に復帰する過渡的な措置として、外国為替に関しては何らかの規制を施さなければいけないと。これはこのレジメの項目3と関係するわけですが、要は木内をはじめとして当時の日本国内において、日本がアメリカ主導の自由貿易体制の中に組み込まれていく状況下においては、この対外的な支払い能力の維持による外国における対日信用の確保というものが大きな課題であると。これは木内をはじめとして日本の政財界において、日本が国際経済と関わる上で非常に大きな課題であると強く認識していたわけです。要するに、結局、外国為替および貿易に関する法律を49年の年末に大至急可決していったと。これは総司令部の方針で、そういった貿易および為替管理に関してはもう日本の専管事項として戻すと。これが比較的短期間で決まって、49年後半の半年ぐらいの間にバタバタという形で、あのような外国為替と貿易に関する法律ができてしまったわけです。

外国為替の規制のあり方に関しては当然いろいろな見解が分かれているわけですが、この法律をつくるに当たってすべての当事者がおそらく共通認識として持っていたのは、ともかく過渡的には外国為替が日本は非常に少ないわけですから、アメリカからのドルの援助、だいたい物資はドルベースで入手しなければいけないと。スターリングポンドに関しては英国そのものが国家破綻に近い状況で、46年以降、46年と49年にスターリングポンドの切り下げを大々的におこなっています。ですから、かりに外国為替を持つのであれば、日本側としてはスターリング

ポンドよりはドルを持つしかないという選択肢になっていったわけです。これは米軍主導で占領下に置かれていると、かりにスターリングポンドが欲しいとかドル以外の通貨が欲しいと言っても——そんな馬鹿なことは言わないと思うんですけども——、現実としてはドルしか入手できない状況でしたから、日本側としては好きでも嫌でもそれを選ばなければいけないという、そういう選択肢であったわけです。

いったん外貨——ドルであれ何であれ——を入手した場合、国内の経済の立て直しにいかにしてこの外国為替を効果的に活用するかということです。対外的な信用との関係では、債務不履行になるような状況は絶対につくってははいけません。これは短期ベースあるいは長期ベースの資金、いろいろな形で供与を受けるような状況になっていくなかにおいて、そういう債務不履行になるようなことを一回でも起こしたら日本の信用がたちまち失墜してしまうと。ですから、これは日本側としては徹底的に、国際経済においていろいろ商売をしていく上で、あるいは必要な物資を入手していく上では、きちっとした対応が求められている。この点では、いわゆる開放経済型で日本の再出発を図るか、あるいは比較的閉鎖的な手法で日本の経済の再出発を図るか、そういう二つの考え方に日本国内が仮に分かれていたとしたら、これら二つのグループはいま話した点では共に認識が一致していたと思います。

木内の外国為替管理委員会時代に関する回想を読んでいる限りは、どうも彼の戦後の経済復興の手法に関しては、相対的には比較的開かれた形で日本の経済の立て直しを図っていきたくて。比較的開かれた形というのはどういう話かと言いますと、要は、外資がある程度入りやすいような形で日本の経済復興を遂げていくようにしたいという、そういう考え方であったようです。一回目の報告をおこないましたときに、外国為替管理委員会の委員会議事録の1950年の4月から7月の分をカバーしましたが、そこではユーザンス取引に関していろいろな記述があるということをお知らせしました。ユーザンスというのは銀行間の日本と外国の銀行の短期の資金の融資の話なんですけれども、特に貿易面における支払いに関してですね。このユーザンス取引というのは木内が重視していた背景には、こういった貿易を始める最初の一歩としては、このユーザンス取引がないと貿易関係の決済がスムーズに進まないわけです。まずはこのユーザンス取引を通じて貿易決済を日本がちゃんときちっとできる国であるという実績を木内自身はつくりたかったということです。ユーザンス取引のネットワークをつくることにより、諸外国——特に木内の場合にはアメリカを想定していたのだと思いますが——の金融機関とのネットワークをつくることにより、日本がより貿易をしやすいような環境づくりを木内自身は狙っていたようです。

彼はどういう発想でこのユーザンス取引の開拓をしていたかと言いますと、外国の銀行との繋がりを強化していくと。外国為替関係の業務に関しては、べつに過度に日本の外国為替銀行に依存する必要はないという発想であったわけです。東京銀行が外国為替専門銀行として再出発をするようになったとき、木内自身、戦前は横浜正金の幹部であったのですが、東京銀行が為替専門銀行として復活することに関しては彼は非常に消極論者であったようです。確か『私の履歴書』においても、「外国為替管理委員会の仕事を終わったあと、生計をたてるために民間のほうで仕事を探すといっても、自分は東京銀行の設立に関しては反対した経緯もあって、元の高橋の復活

版のほうに戻るわけにもいかなかった」と、そういう記載をしています。『外国為替管理委員会の思い出』のほうには、いわゆる純国産指向の日本国内の、特に占領が終わったあと外国為替管理委員会は取り潰しで、それプラス外国為替銀行に関しては、外資の外国為替銀行を次々ビジネス面で排除していくという風潮が広く受け入れられている傾向があるということ、木内自身この回想録の中で記述しておりまして、こういった外資系のたとえばシティバンクとかチェイスマンハットンとか、あるいはヨーロッパ系の銀行、あるいはインドスエズ銀行や、そういったいろいろな外国の銀行とユーザンス取引を出発点とした為替取引を外国為替管理委員会は進めていたわけですが、こういった傾向が次々と排除されてしまうような傾向に関しては非常に彼自身残念がっていて、彼としては、なにも日本の外国為替銀行にもっぱら依存するような商売取引じゃなくて、そういった外国の為替銀行をうまく利用すれば、その為替銀行経由でそれらの為替銀行の出身国との商売上のチャンスがもっと増えてくるはずだと。要するに、貿易や国際上のビジネスというのは持ちつ持たれつの関係があって、一方的に取るだけの日本の閉鎖的なビジネス戦略ということになりますと、たとえば彼自身は新重商主義とかそういう言葉は形容していませんけれども、あえてそういう閉鎖的な商慣行を新重商主義というふうにラベルを貼ってしまうならば、そのような慣行に関しては彼は反対あるいは異論を唱えていまして、むしろこういった外国系の銀行との連携を深めながら、そこから新たな日本にとっての国際ビジネス上のチャンスを見いだすほうが、中長期的には、日本にとってよりメリットがあるのではないかという考え方があったようです。

逆に、そういった対外的な取引の実績をつくれれば、日本国内へ外資がより入りやすい土壌が出てくるわけです。彼は中長期的にはその外資を導入する形による日本の経済の復興、この外資導入というのは単に外国からの借款ではなくて民間外資、アメリカをはじめとする民間の企業が直接投資などを通じて日本の市場に参入していくという、そういう発想をどうも持っているようで、この『外国為替管理委員会の思い出』においても、外資導入に関してそういう文脈で考えていたということ、たしか二カ所ぐらいチラッと述べています。

そこで、今度はレジメ4のムラデック報告書に関係してきますが、ムラデックが外国為替管理法に関して叩き台を作成したのが1949年11月17日だったと言われてはいますが、このあとで回覧いたしますムラデックの報告書が作成されたのは、日付は1949年11月18日のようです。ですからムラデックが書いたと言われていた外国為替管理法の叩き台の翌日に、彼自身の外国為替管理法に関する見解を詳細に記述した報告書なんです。この話に入る前にひとつだけ述べなければいけないことは、さきほどの『外国為替管理委員会の思い出』の中で、ちょうどムラデックが来日した時点においては、日本側でこの外国為替管理法に関する草案を書いていたようなんです。この出発点はそれよりちょっと前に、総司令部のジョン・アリソンという経済問題担当者——外交官のアリソンという戦後日本の駐日大使をしていた人物とは同姓同名なんですけれども別人——に、木内は外国為替管理法に関する彼の見解をまとめた十箇条の覚書を提示したと言われてはいます。実はこの十箇条は、外国為替管理法に関する彼の理念なんです、これはまだ木内文書のほうから私は拾いだしてないので、次の課題になるかと思えます。要は、『外国

為替管理委員会の思い出』の中で、この覚書を読んだジョン・アリソンはワシントンのほうにこういうことを日本側は考えているけれどどうかということで、アメリカ側からの返答はこれではないんじゃないかという考え方で、この十箇条の要綱に基づいて日本側はそういう草案を書こうとしていたようなんです。

ただ、ムラデックは来日しますと、今度はムラデックが 49 年 11 月 17 日にどうも叩き台を日本政府と総司令部のほうに見せたそうなんですけれども、木内の受けた印象は自分の十箇条の要綱の精神は共通するところはあるんですけども、内容においては違った部分があるので、やや当惑したようです。それが彼の回想における記述なんです。ですから現時点における私の課題は、ムラデックが来日した時点において日本側がどういう草案を書いていたのか、それでムラデックが来たあと、これがどのように変わって、いわゆる 49 年の年末に制定された外為法になったのかというのは、これは今後の検証課題として残っています。このムラデックの報告書には、ムラデックの外為法制定に関する彼自身の意図がけっこうはっきり書いてあるので、少なくともアメリカサイドにおいて、日本外為法制定においてかなりの影響を及ぼした国際通貨基金の専門家ムラデックの 49 年の 11 月時点における日本の外為法に関する見解が、比較的よくわかるようになったかと思います。

前回の発表のときに、木内の別の回想録、財政金融研究所のもので『ファイナンス』に書いてある回想談ですと、外為委員会の事務局長であった牛場さんが非常に詳細な純理論的な、ありとあらゆる状況に対応できる法律を書き上げたとき、木内はその『ファイナンス』の記事で述べていますけれども、それがムラデックの後なのか、そこらへんがちょっとよくわからないところがあって、ひょっとしたらその『ファイナンス』のほうの方が正しいのか、あるいはそれは木内の記憶違いなのか、そこも今後の検討課題として残っております。この時点、49 年 11 月頃における牛場氏の外為法制定への関与については、まだ調べる課題として存在しております。

ムラデックの報告書ですが、このレジメに書いてありますように、外為法はある程度詳述するようにしておく。重要な事項としては、運用は政令などで柔軟的に運営するということをムラデックは強調しております。前回の発表のときは、ネプチューンという人が、ムラデックの報告書が出た後に日本側から再提示された外為法がムラデック以上に……、ムラデックは当初はアバウトでかなり全体的な骨格だけを外為法という形で制定して、個別の話は政令でやればいいのかというのがネプチューンのムラデック報告に関する解釈だったようなんですけども、ところが総司令部におけるネプチューンの覚書では、ネプチューンは、日本側が制定したあるいは制定しようとしている外為法というのは、ムラデック報告書が想定していたよりはるかに詳細に具体的に細かく書いてあると。ですから、政令による柔軟的な運営に関してはあまり考えていないような、そういう記述をネプチューンはしています。だから、これはひょっとしたらネプチューンがムラデックの意図を間違えて解釈しているのか、そこもわからないところがあるんです。と言いますのも、ムラデックの報告書の 1 ページ目には、「この外為法に関する私や日本国政府および総司令部との打合せにおいては、一部の方のみしか直接参加できなかった経緯もあるので、この外為法制定に関する少なくとも私の意図に関してどういうものかというのは必ずしも周知徹底して

いないところもありますので、それでこの報告書を書き上げて記録として残すことにしました」と書いてあるんです。この報告書の中では、彼自身はある程度は細かいことは書くけれども、ですから非常にアバウトな骨格の法律ではなくて、かといって非常に細かくありとあらゆることを想定しているような法律でもない。要は、法律の内容は中間的なところである程度の内容はあるけれども、あまりありとあらゆることを想定して、それを全部個別具体的に書くような法律はムラデック自身想定していない。要するに、個別具体的な話に関しては政令などで運営上柔軟的に対応できるような手法でいいのではないかと。

もうひとつは、外国為替管理に関してはどこが主導権を取って運営すべきかと。ムラデック報告書においては、貿易取引、貿易外取引というのは外国為替管理と表裏一体の関係にあると。これは当然の話でして、さきほどの事項3との関係で、対外的な信用の確保においては債務不履行になるような事態は避けなければいけないので、そうすると貿易や貿易外の取引における必要な外国為替の管理をきちっとやらなければいけないわけです。その場合は、貿易面においては通産省が通常管轄しているので貿易関係の外国為替も通産省が主導権を握ってやればいいと。それから貿易外取引に関しては大蔵省が行政的には通常管理していますので、貿易外取引を管轄している大蔵省が外国為替管理のほうにタッチすればいいと。その外国為替管理の具体的な行政上の運営に関しては日銀がやればいいという、そういう考え方をムラデックは書いています。なぜ日銀がいいかと言いますと、これは日本全国に支店を持っておりまして、地元の経済事情をよくわかっている、貿易取引あるいは貿易外取引関係で日本側の経済活動においてどういったニーズがあるかというのは、日銀のデータ収集を経由して比較的わかりやすいわけです。いちばんてっとり早くそういったことを解明できるような国家機関があるとすれば日銀である、というのがムラデックの考え方であったようです。

それで、外国為替管理委員会についてはどうかということ、ムラデック報告書においては外国為替管理委員会の頭文字であるF E C Bという略文字が全然出てこないのです。少なくとも私が読んでいる限り出くわしていないのです。もう一度目を皿にして見てみたいと思うのですが出ていないのです。かわりに項目のdですけれども、かりに外国為替管理委員会と関係しているものがあるとすれば、ムラデック報告書では、こういった外国為替管理というのは下手をすると賄賂とか腐敗とか資金の運営の乱用とか、そういう行政上の不明朗な状況というのは起き得るので、そういった事態を避けるためには外部監査をちゃんと設ける必要があると。要は、大蔵省なり通産省なり日銀なりが同時に監査機能を果たす場合は、必ずダブルスタンダードとか、今の日本においてもアメリカにおいてもよく指摘されるような話ですが、そういった事態を避けるべきだと。そのためには別の行政機関がそういう監査機能を果たせばよいと。これは私の推測ですけれども、おそらくムラデックは、外国為替管理委員会に関してはそういう監査機能のほうに限定させればいいのではないかという考え方を持っていたようです。

では、ムラデックは外資導入に関してはどういう考え方であったかと言いますと、現時点の日本は外資を大量には必要としない、少量でいいと。要するに、外資を一挙に増やしていくような必要性はなくて、しかしながらある一定範囲内は外資に依存せざるを得ないから、その量の面で

はそれは低いと、低いボリュームで十分であると、そういう見解を示しています。その外資の形態に関しては、おもに政府借款を想定していたようです。それはこの項目 e の部分です。項目 f に関しては外資の導入の規模ということです。

項目 g ですが、政府借款であれ他の形態の外資導入であれ、いったんそういった外資が入ってきた場合、外国人投資家の利息や配当などの送金はどうなるのかと。この問題が結局、外国為替管理委員会が立ち上がった後、外資委員会が日本主導で運営された後、あるいは通産省の 1950 年代の外国為替の運営のあり方において、結局、この利息や配当といった外国投資家の送金に対する日本側の柔軟性の問題なんです。ムラデックは、こういった外国の投資家が、自分たちが投入した資金に基づいて得るような配当や利息、元本の回収、こういったものはちゃんと彼らが安心しておこなえるだけの柔軟性を持つような制度がやはり必要だと強調しております。これは木内もともと共感しているところであったわけです。結局、戦後の日本においては、この項目 g で大きく躓いていくところになるのではないかと思います。これは私のあくまでも仮説ですが、外国人投資家としては、投入した外貨がちゃんと外貨として送金できるだけの行政的なメカニズムが日本の場合非常に厳格であって柔軟的でなかったために、非常に困ったと。少なくともアメリカ側の研究者の中でそういう指摘をする人たちが多数いるわけです。この項目 g に関しては、今後の外国為替管理委員会の顛末や、その後の通産省や大蔵省の外国為替に対する姿勢を考察していく上で、課題としては今後も追求していかなければいけないと思っております。

最後になりますけれども、外国為替管理委員会の権限というのは発足した時点から、日本国内において、どの程度のものかという点で非常に大きく揉めたわけです。その管轄というのは外国為替管理委員会対日銀、大蔵省、通産省という構図ですけれども、要するに外国為替管理委員会の権限を強めるということは、日銀や大蔵省や通産省からそのぶん権限を奪うということになりますので……。『外国為替管理委員会の思い出』の中では、総司令部が書き上げた外国為替管理委員会立ち上げに関する指令では、その権限がどの程度あるかというのは明記していなかったと。ここをもうちょっと明記してくれていれば自分もこんなに苦労しなかったのという記述があるわけです。少なくとも外国為替に関する機構を立ち上げるということのはっきりしている。もうひとつは、そのあと外国為替管理の運営にある程度はタッチするというのもある程度ははっきりしているのです。では外国為替の運営、要するに日本の戦後の外国為替の仕組みを作り上げる作業なんですけれども、この外国為替の仕組みをつくる上で、外国為替管理委員会がどの程度の主導権を持っているかという点で、結局日本政府内では大きく揉めるということになってしまうわけです。最終的には総司令部からの妥協案ということで、運営上はどういった事項に関してはどこの行政機関が権限を持っているかということについては、外国為替管理委員会にある程度、外為の運営や外為の仕組みに関して権限を持たせた上で、今後はどの程度の権限を外為委員会が持っていて、他の権限はどこに所属しているか、こういったことについては政令で決めていこうという妥協案ができたわけです。これは 1950 年の前半で、具体的な時期は失念してしまいましたけれども、要は 50 年の春だったと思いますが、総司令部のほうからの妥協案で、政令で権限の境界線を決めていこうということになったわけです。ですからその結果としては、当面は外為

委員会が外為の仕組みや運営において主導権を取れるという状況になっていったわけです。

特に日銀との関係では、外為委員会の立場はいちばん明確な形になっていたようで、最後に閲覧させていただきますこの書類によると、これは1950年4月15日ですけれども、これによりますと、外為委員会が外為に関する政策や運営のあり方に関して枠組みや詳細な内容を定めると。具体的な実行機関として日銀が外為の管理や運営の具体的な運営をおこなうと。それはあくまでも外為委員会の下にそういったことをおこなうということで、ここではっきり上下関係が決まってしまったようです。ただ、外為委員会が解体されるような状況になってからは、この外為委員会の機能は日銀のほうに吸収させるべきだということの木内はしきりに言っていたと。これは木内の回想談にも記述されております。ただ、外為委員会が50年7月以降52年にかけて大蔵省と通産省との関係ではどういう力関係になっていたかというのは、また今後の検討課題かと思えます。

本日はまったく言及しない形になって、次回ということになってしまうかと思いますが、外為委員会にとっての大きな課題は、一方においては日本国政府の一種のコンセンサスとして、日本をドル圏の中に組み込んでいくと。これは好きでも嫌でもアメリカの経済援助に依存せざるを得ないという実情もありましたし、他の通貨自身がそれほど信用力がなくて、ドルがやっぱり流通価値が非常にあったので、ドル圏の中に組み込んでいくと。しかしながら、新たなビジネスチャンス、特に東南アジアとの関係ではポンド圏との付き合いというのがやはりある程度重要でして、少なくとも日本の財界はそういうふうに見ていた傾向があって、しかしながら外為委員会としては、この国家破綻に近いようなイギリスのポンドを日本がかなりの規模で持つことについてはどんなものかと非常に用心していたところがあります。それまで日本側は、ある一定以上のポンドの額——確か17万ポンド——を日本が持つようになってしまったらそれをドルに変えることができるという、そういうドル条項というのがポンド圏との日本の協定に挿入されていたわけですが、1951年のサンフランシスコ講和において、吉田茂はイギリスとの妥協ということで、ポンド条項を撤廃することに全面的に妥協してしまいます。これは木内文書にも出ておりますけれども、大蔵省サイドのドル条項を削除するのは譲歩するべきではないということを書いておまして、しかしながら政治的にはそういう妥協をしてしまったので、その後、このポンドをどの程度持つかということで政府内あるいは財界内で大きな議論になってしまっていて、外為委員会としては特に木内は、このポンドはともかく極力持たないほうがいいと。持たないということは、ポンドでなるべく必要なものを買うようにして、ポンドの持ち高を低く抑えろと。そういう政策を彼は推進しようとするんです。こういった外国為替管理委員会のポンド圏とのやり取り、あるいはドル圏に組み込まれていくことに関する木内の理解については、また次回の話として今後の課題として残しておきたいと思えます。以上です。

伊藤 第一回のご報告よりもはるかに視野が広がった報告で、非常に感銘を受けました。最後におっしゃったドルとポンドの交換の問題ですけれども、ポンドの信用があまりないと。しかも日本は貿易を通じてポンドが溜まるんですか。

井口 ええ、そうなんです。ここがいつも日本国内において大きなジレンマでして、ポンドが溜

まらなければ、ポンドの通貨価値が下落する傾向を見せていますので、その分そのリスクは回避できますけれども、ポンドが溜まるということはひとつ問題としては、日本の輸出が向こうのほうに伸びるという点では歓迎すべき事態かもしれませんが、これは別の意味での問題、すなわち通商摩擦の問題という側面もありますし、もうひとつは、ポンドが溜まるということは逆に東南アジア圏から日本が買うものがあまりないのではないかと、それが課題としてあります。買えるものがあってもドル圏からのほうが安く調達できますので、そうするとジレンマとしてはともかくポンドを持つリスク、要するに持っているやがて通貨価値が下落してかなりの損をしてしまう、そういう事態を避けるためには高くてもいいからポンド圏から必要な資源を買い取ると。アメリカ側の1950年代初頭における中長期的な対日経済戦略というのは、日本は東南アジアに日本の付加価値の高い製品を輸出して、日本がそういう付加価値の高い製品をつくるのに必要な物資を東南アジアから調達するという、その相互依存関係をアメリカがつくろうとしていて、暫定的にはしかしながらそれはできないから、日本の輸出品をアメリカ市場においてある程度受け入れると。ジョン・フォスター・ダレスなどもアメリカ議会において、日本の繊維製品をアメリカの議員さんに見せて、「こんな安い物をあなた方は脅威としてみなすのですか」と。実はあんがいそれは侮れなかったということなんですけれども……。しかしながらダレスは苦肉の策として、そういう日本の安い衣類をわざわざ議会の公聴会で披露して、「こんな物であなた方は怯えているんですか」という説得をして、日本はドル圏への、特にアメリカ合衆国への輸出が可能になったということなんです。

ポンド圏に関しては、木内の見解が当時の日本の特に財界の中において主流の見解であったかという点決してそうではなくて、むしろ財界のほうはオプションを増やしたいと。ドル圏もいいけれどもポンド圏とのビジネスチャンスも増やしていったほうがいいということで、いたずらにポンドを持ちたくないためにポンド圏との取引を回避するのはどうかという批判はあったようです。イギリス側も実は東南アジアの国々に対してはちょっと経済的には面倒を見られないという時期に入りはじめていましたので、東南アジア諸国もそれに気づいていて、そういう文脈で、東南アジア諸国も日本との経済取引に関しては期待を懐いていたような、そういう指摘をする研究者もいますですから、日本は嫌でもドル圏に組み込まれるわけですけれども、それと一線を画す意味で、インドやマレーシアやシンガポールとのビジネス取引を中長期的に増やすために、危ない橋を渡る形でポンドをどんどん持ってしまうという選択肢がいいのかということで、日本の政府の高官や財界の人たちはけっこう悩んでいたのが、1950年代の為替政策における状況だったのではないかと思います。

伊藤 ポンドとドルは自由に交換できたわけですか。

井口 イギリスがポンドをドルに自由に交換させないという政策でしたので……。ただ、終戦後に総司令部主導でイギリスと日本が結んだ協定によりますと、さきほど申し上げましたように、もしもポンドがある一定額以上になってしまった場合は、日本側の権利として、そのポンドをドルに変換する権利があるという、そういう条項が存在していたんです。それにより日本側を総司令部は守ったというところがあります。ところがサンフランシスコ講和においては、イギリス側

がそれを撤廃しない限り新たな通商に関する協定に応じないということを言っています。吉田としてはそればかりではなく、サンフランシスコ講和における有力署名国がこの問題で何か言わずと非常に困るので、吉田はどうもそれで全面的に折れたようです。ただ、実はドル条項に関しては、伝家の宝刀というところもあって決して今まで抜いたことはなかったんです。ですから運営上は存在はしていて、いざとなったときは抜くことはできるんですけども、実際はそれまで抜いたことがないんです。ですから実害という点においては、あったほうがそれに越したことはないと思います。契約上はある一定額以上ポンドになった場合にドルに変えさせろという要求があったほうが日本にとっては立場は強いんですけども、しかしながら、運営上はそれは実際におこなっていなかったもので、日本国内においては外国為替管理委員会も、それと敵対関係にある大蔵省も、これはあまり譲歩しないほうがいいということを言っていたので、そういう行政担当者为替問題に深く関与していた人たちにとっては、やはりこのドル条項というのは極力守るべき話だったというのが、51年の講和条約直前の状況だったのではないかと思います。

結局ポンドに関しては、日本側においてポンドがどれぐらい溜まるか溜まらないかという話で、51年の講和が結ばれた後、予想以上に溜まってしまう時期がありまして、それでどうするんだということでスッタモンダの大騒ぎになりました。木内は新聞紙面においてはポンドはどんどん使えということをしきりに言っているんですけども、それでもなかなか事態がうまく進展しなかったようです。結局、ポンドの通貨価値があまりにも不安定だというのが根底にありますので、いったんそれが落ちつきを取り戻すような状況になるとまた事態は変わってくると思うので、50年代の半ば以降になりますとイギリス経済も安定化してきますので、それ以降は今度は日本側はポンドに対してどういう見方を取るようになったのか……。時間の経過とともにポンドのほうも他通貨との交換に関して徐々に柔軟的になってきますので。しかしながら、この50年代初頭においては、危ない通貨ポンドは、円も非常に危ない通貨ですけども、交換性がないので非常に困った事態であったようです。

伊藤 この時期は、外貨予算というのはつくっているんですか。

井口 外国為替管理委員会のほうですね。外国為替予算に関しては、ムラデックが来日した49年11月の時点で、日本側がすでにこういったことを草案の中で書いていたかどうかは僕は確認しなければいけないんですけども、ムラデック報告書においては、外国為替の予算制度に関しては二通り考えていく必要性があります。ひとつは中長期的に日本のそれまでの貿易実績などをベースにして、あとは今後の世界経済動向、日本の経済動向を踏まえて、だいたいこれぐらいの外貨は必要だという、そういう予測はたてる必要があると。それが外国為替予算を考える上でひとつ重要です。もうひとつ重要なのは、直近のだいたい3カ月ごとの短期ベースの外国為替予算の編成でして、これも重要であると。しかしながら、この後者の短期ベース、だいたい3カ月ごとの外国為替予算の編成に関しては、ムラデックは世間的にこのぐらいの予算でやりますということは、これもなかなか予測のつかない科学ですので、あまりそういうふう公表する必要はないのではないかと、この報告書の中では進言しています。問題は日本国政府の中にはムラデックが来日した時点で、この外国為替予算の運営を巡って、これも一種の国家予算なので

公表する必要があるということを言っていた人がいるみたいで、そうすると、そこにもある程度目配りしなければいけないかなということはムラデックは指摘しています。ただ、逆に公表してしまうと、外国為替の予算の執行がかなり厳格になってしまうところがありますので、それで柔軟性を保つにはあまりそこまで公表する必要はないのではないかなというのがムラデックの見方のようでした。

51年、52年の時点においては、引き続きまだ外国為替の予算を編成しておこなっていたかと思いますが、ムラデック報告書においても、日本の外貨事情が悪い状況下では、とにかくドル勘定、ポンド勘定、あとオープンアカウント勘定というのを設けると。オープンアカウント勘定の性格については私も今後の宿題にさせていただきたいのですが、オープンアカウントの運営に関してはですね。しかしながら、ムラデックもこのポンド、ドル、オープンアカウントの勘定に関しては、これらの勘定同士の振替がポンド勘定からドル勘定、あるいはその逆、あるいはオープンアカウントというのはおそらく他通貨を含めたほうの勘定だと思うのですが、そっちのほうからドルの振り替えをおこなうとか、こういったことに関する柔軟性は今後考えなければいけないけれども、まだ外国為替管理が始まったばかりの時点においては、とにかく厳格にこの三種に分類に分けて、その間の振替というのはあんまり現時点においては考えなくていいのではないかなという見解です。ただ、先生のご質問に関しては、ちょうどそのポンドの交渉、要するに51年の夏の時点においては、このオープンアカウントとスターリングポンド、あるいはドル勘定との振り替えについて検討はされています。その内容に関して私自身、このテクニカルなメカニズムをよく把握していないところがあるので、これは今後の課題としたいと思います。

伊藤 外国為替管理委員会で外貨予算について議論されている文面はあるのでしょうか。

井口 それは日本側の議事録ができてからまもない頃から、だいたいこれぐらいの予算になりそうだという内外の経済動向の予測に基づいて、そういう記述はございます。ただ、詳細な分析、こういう動向に基づいて額はこれぐらいという、そういう詳細な分析は議事録のほうには記載されていません。

伊藤 外貨を使うほうの話ですけれども、どういう分野に重点を置いて……というふうなことは議論されているのでしょうか。

井口 前回発表させていただいた議事録のほうには、少なくともそういった記載は特に同一産業分野についてはなかったです。ただ、50年の8月以降の議事録に、それも今のところ見た限りあまり記載はなかったと思いますが、送金に関しては映画会社とかも含めてそういった外資が得た収益を送り返すとか、そういう話は議論されていますけれども、産業のところはまだ確認していない状況です。

伊藤 傾斜生産方式の問題と多少絡むかなと思ったんですけどね。資金の問題と絡むかなと思ったんです。

井口 はい。経済安定本部のほうと外為委員会との関わりについてはあまり……、というか少なくとも今のところ接点は出てこないです。

村井 安本が11月まで外貨割り当てをやっていて、49年11月から通産省に変わったんじゃない

いでしょうか。私もお聞きしたいのはやはり権限の問題なんです。たとえば安本というのが占領初期の産業政策の優先順位、これは総合調整が必要であり大蔵省あるいは商工省とも調整しなければいけない。日銀も一方で産業政策に比重を置いている、つまり日銀が安本と優先割当てを協力してやっていく。GHQも安本を使って手を突っ込んでやろうという形です。しかし外貨予算割当て、つまりドッジライン以降と言われている時期では、外貨あるいは貿易為替の役割を、安本とは違った形で総合調整の場として外為委を使っていくというものではないでしょうか。吉田のいろいろな史料を私も見てきたんですけども、外為委員長を誰にするかで意外と難渋していて、大蔵省にも睨みが利く人物じゃないといけなし、海外にも顔が利く人物というので、けっこう何人か挫折して、ようやく木内にたどりついているというのがあって……。ただ、安本と外為委が違うところは、総合官庁みたいな大きいものをつくと組織が自立化してしまって、コントロールがしにくいのではないかという安本の失敗を吉田が認識していたということで、だけど総合調整は必要だと。それから二番目は、GHQが手を突っ込む場所をつくりたいと。ドッジライン後にはGHQの影響がないかといったらゼロになったわけではなくて、そこで外為委員会らしいんです。ただ、私もよくわからないのは、ムラデック報告というのは英語でパラパラと見ただけでよくわからなかったんですけども、安本のことはいっさい出てこないんですね。

井口 出ていませんね。ここで管轄に関しては、日銀と大蔵省と通産省が分担するという話です。

村井 詳しい分担は、日銀はどうなっているんですか。

井口 日銀に関しては行政的な運営のほうですね。いわゆる外為委員会がけっこう継承したところですね。貿易と貿易外取引の分野においては、通産省と大蔵省がそれぞれ外国為替管理のほうに関与しているという、そういう指摘はしていますけれども。

村井 安本がその時期に組織的に落ち込むというか勢いがなくなってくるので、その端境期に外為委があって、外為委は安本ほど強くないんだけど、ただ、その中で日銀とどういう関わりをしていたかというのがいまひとつよくわからないところがあるんです。というのは、外為委が解散するときに通産次官と大蔵次官の覚書というのがあって、外為委が潰れたときの権限調整をどうするかという覚書を交わしていて、日銀がほとんど出てこないんです。いろいろと史料を見れば分かるのかもしれませんが……。今日の時点で、何か感想というか感触みたいなものはあるのでしょうか。

井口 現時点においては私自身も『外国為替管理委員会の思い出』に依拠しているところしかないのですが、これによると、木内は外為委員会の機能は日銀のほうにと考えていたようですけれども、ただ、通産省と大蔵省がどう考えていたかということについて、結局、通産省、大蔵省のほうは権限的には外為委員会のものを吸い取ってしまったということは彼の回想録には出ていますが、それ以外はちょっと現時点においては私自身も把握していないところがあります。

村井 ポリティカルエコノミーと言われている分野の方々がいろいろ研究しておられますが、占領期を通じて安本と外為委がどう関わって、通産省や大蔵省や日銀の権限の棲み分けがどうであったかというところは、いまひとつブラッグボックスで、日本の場合、この部分はあまり論じられていない部分で、木内文書というのは非常に可能性を秘めたものではないかなと思います。

井口 安本の代表の方は確か外資委員会のほうには入っていますので、この外資委員会と外為委員会は、木内もそこを兼任していますけれども、この外資委員会でのやり取りの中で安本の関係者がどういう立場にあったのか、外資委員会と外為委員会の関係はちょっと今後調べていかなければいけないかなと思っています。一部ラビノビッツのほうに記載はありまして、ラビノビッツは今年の2カ月ぐらい前にまた分厚い『1950年外資法——ナチュラルヒストリー』という本を出しまして、前回お見せした分厚い本に匹敵する分厚い本を出してしまっていて、そっちのほうで外資法の運営において安本を含めた日本の政府関係者がどう関与していたかというのはもう少しわかってくるのではないかなと思います。中央大学のロースクールで柏木昇さんという教授が、前に東大の経済学部で教えていた方ですが、その方が日本でラビノビッツの著書の販売窓口になっていますのでお教えします。一巻目は安本の人たちの話が出てきます。

伊藤 ちょうどこの時期というのは朝鮮戦争があって、その後、朝鮮特需があって、外貨が非常に溜まる時期ですね。だから、昭和24年の頃の窮迫した状況とはだいぶ一、二年のうちに状況が非常に大きく変わるということが、いろんなことに影響していませんか。

井口 はい。こういう経済政策の上でですね。やはり大きいのは、ドル圏との関係ですと、木内文書に確か安全保障関係の文献もありますが、日米安全保障条約締結後関係のいちおう項目上は、アメリカ軍からの予算項目ということですが、実際的には日本に対する経済援助ですよ。ですから『パシフィック・アライアンス』という本に出てくるような、予算項目上はアメリカ側の日本に対する対日軍事援助とでも言いましょうか……、実態はあくまでも経済援助なんですけれども。その情報に関しては木内文書のほうで、そういうアメリカ側の軍事援助の予算項目に該当するような内容のものはちゃんと出ていたりしていますので、木内はこの話はよくわかっていたのではないかなと推測しています。そっちのほうは今後また当たらなければいけないと思っています。

伊藤 朝鮮戦争のお陰で、この一、二年の間にガラッと状況は変わるわけですね。

井口 ええ。ただ、問題は外資導入という構想になりますと、結局日本があまりにも戦地に近いところにありますので、なおさらアメリカからの投資といっても、もともとこの時期のアメリカというのは国内で投資銀行の投資のリターンが13パーセント、15パーセントぐらいですから、対外投資においても最低10パーセントぐらいは欲しいという状況ですので、そうしますと、もともと仮に日本が外資に市場を開放したとしても、それだけの外資が入りこむのはなかなか難しかったというところがあると思います。法律面においては結局、外為法そのものが文言を読んでいますと、かなり閉鎖的なものだという印象を受けざるを得ないところがあるんですが、ただ実際面においては、運営上は木内が言っていたような柔軟的な運営というのを可能にできるものだったのではないかなと思います。これはある意味では、日本の法文化というのがあるかもしれない。要するに、西洋の契約社会ですと、契約というのはもちろん額面通りかということと必ずしもそうではないですけれども、かなりそこに書いてあることをそのまま受け止めるというところがありますけれども、日本の場合の法文化、法意識というのは、運営というのとは必ずしも文言とはかなり乖離していてもいいのではないかなという……。

伊藤 第九条みたいな話ですね。

井口 まあ……。それはやっぱり日本の法文化あるいは法律に対する日本人の意識と関係しているのではないかなと思います。そういう側面もあるのではないかなという気がします。ですから朝鮮特需で日本の経済の立て直しもよくなってきて、いわゆる 30 年代の国産指向というかそういったものが息を吹き返してきて、対外的にもある程度開放してもいいんじゃないかという人たちも、なかなか外資とかも来ませんし、来るとすれば外国の借款みたいなもので、その場合はアメリカ政府からといってもアメリカの場合は議会がいろいろ借款にうるさいので、そうすると軍需援助という予算項目を名目にした経済援助ですね。あとは世銀からの融資ということになりますけれども、世銀の融資に関してもまずは国際通貨基金に加入しなければいけないという課題もあって、世銀の融資条件は決して寛大なものではないので、たとえば電力開発に関しても吉田内閣が世銀から融資を受けたときは金利がべらぼうに高すぎるんじゃないかということで、世論はけっこう吉田を批判したという経緯もあります。ですからそういう状況下では、日本の歴史的な経験からすれば、30 年代の統制モデルというのがひとつの記憶として強烈に残っていますので、それに回帰せざるを得ないという側面もあったのではないかなと思います。そうしますと、開放路線型の構想というのは初めから不利であったという、そういう見方もできるかもしれません。賀屋さんは安本でしたか。あの人は大蔵省でしたね。安本のほうには出向していませんよね。

伊藤 していない。戦後は追放ですよ。戦前の大蔵大臣ですからね。

井口 いえ、賀屋興宣の息子のほうです。ラビノビッツの本に出てきますが、大蔵官僚で安本に出向していたという人は……。確かそれだったと思うんですけどもね。ラビノビッツには賀屋がよく出てくるんです。賀屋正雄だったかな。賀屋興宣の養子です。

伊藤 マックスウェル・クライマンは占領下で日本に来ていたんですか。

井口 そうなんです。終戦直後、戦略爆撃調査団とともに 45 年の 10 月に来日していたようです。その後、爆撃調査団が帰国するとともに彼も帰って、それでニューヨークのブロードウェイですでに立ち上げていた真珠商会のビジネスに携わったわけです。彼が日本の在米凍結資産の回収にどの程度実績をあげたかどうか、ちょっとそれは私自身も知りたいところで、かりに調べられるとしたらアメリカの凍結資産の経緯に関する文書は残っていますので、その場合いつの時点でそういうものが返還されたのか、そのとき裁判か何かそういう手続き上どういう人たちが関与していたというのは、ある程度わかってくると思います。クライマンがそこで実績をあげたかどうかもちょうとよくわかりません。

伊藤 クライマンは戦略爆撃調査団で来たあとは、ずっとアメリカですか。

井口 来たあと、ときどき日本に来ているみたいです。50 年代の初めにフェアフィールド・マックスウェル社を立ち上げたあと、日本で彼は亡くなっているんです。奥さんが日本人だったのかな。帝国ホテルのニューススタンドというのが一階にありますね。あそこを奥さんが長年経営していたんです。クライマンは澤田節蔵の回想録に出ていまして、澤田はマックスウェル・クライマンとけっこう親しかったんです。戦前の日本の経済団体——戦後の経団連——がアメリカからの投資、特に満州への投資に関するプロジェクトを推進したのが、ちょうど鮎川構想がだんだ

ん挫折しはじめた 40 年の半ば以降ですけれども、40 年の夏にオライアンというニューヨーク出身の元少将が来日するのですが、そのオライアン工作にマックスウェル・クライマンがついてきて、彼は澤田節蔵とはそれ以前から知り合いだったので……、ただ、オライアン自身は実際はマックスウェル・クライマンをかなり信用していなかったようなんです。クライマンはそういうプロジェクトもやるし、また鮎川義介に、満州をヨーロッパのユダヤ人の難民に開放したら、自分はクーン・ローブ商会と人脈関係があるのでクーン・ローブ商会からの対満州投資の斡旋を試みるとか、そういう話を鮎川としているのが 1939 年のクライマンの姿です。それから日米戦争回避の努力として、たとえばセオドア・ルーズベルトの姪か甥と一緒にあって、ニューヨークでそういう平和運動というのを展開したりしています。

ただ、彼の日本との関係の発端は、1930 年代の初めに各務鎌吉と仲良くなったのがきっかけです。鮎川がマックスウェル・クライマンと知り合ったのは確か 1938 年で、大蔵官僚の石綿荘太郎が彼を鮎川に紹介したんです。そういうこともあって、ともかくこのマックスウェル・クライマンは日本の政財界と色々なパイプを持っていて、アメリカ側ではちょうどこの在米日本資産の凍結解除をおこなうに当たっては、1920 年代からマックスウェル・クライマンを可愛がっていたニューヨークの大手会計事務所のカママンという会社があるんですけれども、そこがどっちかと言うと戦前、日本の在ニューヨーク支店と色々な取引がありまして、結局クライマンは一方においてはユージン・ドゥーマンやスガハラとビジネスの立ち上げをニューヨークでおこなう一方、ニューヨークのカママンという会計事務所とこの在米日本資産凍結の関係でもタイアップしているということです。ただ終戦直後の 1945 年の 10 月の時点ですでに日本に乗り込んでいて、戦前からの人脈関係の復活と、戦後のビジネスチャンスも考えて行動しているこのクライマンというのは、相当な行動派の政商かなという印象を受けます。

伊藤 澤田節蔵が初代の世界経済調査会の会長なんですよ。そのへんと、ジャパトロビイとは結びついているわけですね。

井口 ええ。木内と澤田節蔵は親戚関係ですよ。ですから、この 45 年の 9 月の時点で情報を共有していたかよくわかりませんが……。ただ、おそらくクライマン自身は木内とコンタクトを取るに当たり、自分はこういう人たちと関係があるということで……。各務鎌吉の日本郵船も三菱系ですしね。

伊藤 今おっしゃった戦前の経済団体の調査部みたいな形で、世界経済調査会は発足するわけですよ。戦前からのそういう日米の財界のコネクションは、戦後すぐ復活されるわけですか。

井口 ええ。しかも非常に早い時期です。クライマンがこんなに早い時期に日本に上陸しているというのはどうしてなのかなと思ったんですが……。OSS に関与していたのはわかっていたので……。スガハラはカルカッタで OSS の諜報活動には関与しているのですが、対日宣伝工作でマリーゴールド作戦と言いますが、これは結局、ほとんど実績を上げなかった工作なんですけれども、いちおうそういう中国方面における日本に対する宣伝工作のための準備はしていて、ピラとかをつくっていたんですけれども、結局配布もおこなわないうちに日本が降伏したわけですが、クライマンはその上司であったわけです。しかしながら OSS というのは、対日戦争においては

マッカーサーに徹底的に嫌われていましたので、ですから対日心理作戦においてはボナー・フェラーズやウィロビーが中心になって、戦時中に心理作戦を展開していて、組織上はワシントンの戦時情報局（OWI）がその上に立つはずだったんですけれども、前線の総司令官の裁量権というのはアメリカの軍においては絶大なものがありますので、マッカーサーはOWIも排除しまして、あとOSSも太平洋方面における作戦からすべて排除したわけです。フェラーズもOSSにはじめはドナバンと並んで准将で活動していたのですが、結局マッカーサーを彼は支持していて、だんだんOSSが推進しているヨーロッパのナチスドイツとイタリアを先に叩く、太平洋方面は後回しにするというその戦略をフェラーズ自身は非常に批判していたということもあって、それで43年の人事異動でフェラーズはOSSを去ってマッカーサーのほうに行ってしまいます。

ただ、戦時中はあまり実効を上げていなかったOSSのプロジェクトに関与していたクライマンとスガハラは、むしろ戦後の対日関係においてはフェラーズ以上に深く食い込んでいます。結局、フェラーズは対日関係ではいちばん重要な時期に関与していて、昭和天皇の立場をちゃんと存続させるという、45年、46年にはフェラーズは非常に重要な役割を果たしますけれども、中長期的な経済関係ということになりますと、このジャパノビイのグループの中ではスガハラとクライマンというのが、ある意味ではより重要な役割を果たしております。クライマンは56年に亡くなってしまいますが、スガハラはレーガン政権から90年代の初頭まで生きています。共和党の大口の献金者になっています。面白い話があって、民主党の大口献金クラブのイーグルクラブというのがあって、彼がそっちのほうに呼び出されてそこの大物というふうになる舞ったとか……。ただ、いずれにしても日系人の戦時収容に関してはレーガンにいろいろ日系の人が圧力を加えていて、その中ではスガハラは非常に大きな役割を果たしました。妹さんがその役割をけっこう果たしていたと言われていました。

個人的な話になってしまいますが、私の祖父がスガハラさんと非常に仲が良かったんです。私もスガハラさんがこういう関係にあったとは全然知らなかったんです。スガハラさんが日本に来ますと、ホテルオークラで井口貞夫は会ってまして、年に一回ぐらいはゴルフをしていた仲だったそうです。ただ、このようにCIAとかいろいろ関わりのある人だとは私は夢にも思わず……。これを読んでいて非常に面白かったんですけれども……。本当は95年ぐらいの時点で、ジョン・ダワーがションバーガーと親しかった関係でMITのダワーさんを訪ねまして、ションバーガーの史料を私は読みたいと言ったんですが、残念ながらそれは約束できないと。ただ、『ジャパニーズ・コネクション』を読んでくれたのだったら書評を書いてくれと言って、そうしたら何とかすると。ボロクソに書いてもいいし、褒めてもいいし、それはあなた次第だと。それ以来その宿題を果たしていない関係もありまして……。笑。私は別ルートでちょっとスガハラさんのオフィスに電話をしたりしたのですが、ちょっとうまくいかなかったんです。

伊藤 さっきのOSSの話ですけれども、そのときにドゥーマンも関係があったのではないですか。

井口 そこになると私はちょっと……。ただ国務省のほうではグルーが国務次官に復活してから、彼は右腕として国務省内における親日派の中心的な役割を果たしています。ただOSSになりま

すと私は……。ひょっとしたらアドバイザー的な仕事をしていた可能性はあるかもしれません

伊藤 ドゥーマンを担いでカウンセルをつくるわけですね。ドゥーマンとかグルーとかね。

井口 特にスガハラとクライマンはドゥーマンを担ぎだしています。立場上ドゥーマンは国務省を離れると生計を立てるのが大変でしたから……。グルーはもともと比較的資産家ということもありましたので、おそらくドゥーマンがいちばん立場上辛かったのではないかと思いますね。

伊藤 前からコネクションがあったんだと思うんですけどね。

井口 OSSですか？そこは私もドゥーマンのほうは調べなければいけないなと思っております。アレン・ダレスとクライマンとスガハラが、OSSの関係もあって、けっこうバックアップを受けるようになるというところもあるみたいです。

伊藤 犬養の話では、講和後ですか。

井口 これは講和の後です。51年12月26日です。

伊藤 渡航は可能だったんですか。

井口 どうもそのようです。犬養の略歴によりますと二回渡米してしまして、一回目はその1年前に渡米しています。これが二回目の渡米です。その後、日本の政界のほうで復帰というか、衆議院議員はすでに何年か務めていますけれども……。

伊藤 アメリカに自由に行くことはできなかった時期だと思うんですけども、どうやって行ったのかなと思って。

井口 いろいろ渡米に当たっては総司令部が身元調査をおこなっていますよね。ましてや外貨事情が悪いですから……。

伊藤 アメリカとの間で行き来というのは、アメリカ側の許可なり命令なりがなければ行けなかったんじゃないかと思えますけれども。それから郵便ですけれども、郵便は自由にアメリカに出すことができたのですか。

井口 その時期ですか？だから、これも犬養が持って帰ってきたのかどうかということですね。ですから木内の手元にいつの時点で渡ったのか……。1枚目のところに、「これは犬養からの書簡です」という話が出ているんですけども。

伊藤 他の人の手紙はどうですか。木内に直接アメリカから来ている手紙というのは、占領下にありますか。

井口 アメリカ国内からですか？占領下だったと思えますけれども、ちょうどユーザンス取引とかいろいろ外為委員会が始めた頃ですけれども、これは木内文書のところにですが、外国の銀行幹部との書簡のやり取りはいろいろあります。50年の9月か10月に木内は訪米するのですが、訪米する直前にワシントンのフォードインターナショナルという財団の幹部で木内をよく知っているボグデンという人——以前はシュローダーという投資銀行の幹部でしたが——に、ワシントンで会いたいということで書簡を送っています。あとは、ニューヨークのナショナル・シティ銀行とか、たしかチェイス・マンハッタン銀行とか、複数の当時のアメリカの大手の投資銀行および商業銀行の幹部に書簡を送っています。そこでどうもいろいろ会っているんです。問題は木内の9月の訪米ですが、そのときにいったい何が起きたのかは、次の私の宿題ということにしま

す。これは仮説ですけれども、ここで彼はこのユーザンス取引をもっと立ち上げていくことの重要性をさらに実感したのではないかなと思います。その時におそらくドライバーにも会ったのではないかなと思います。木内の『ファイナンス』の懐古談では、49年の秋に訪米したとなっていて、私ははじめ「エッ」と思ったんですが、ただ木内文書には何も書いていなかったのも、これは彼の間違いか、あるいは特命のプロジェクトだったのかと思っていたんですけれども、どうもあれは間違いだったみたいです。その翌年の50年の秋ですね。

伊藤 8時半になりましたので終わりに致します。

(終了)